

中華人民共和国中日友好病院プロジェクト  
実施協議調査団報告書

昭和57年2月

国際協力事業団  
医療協力部

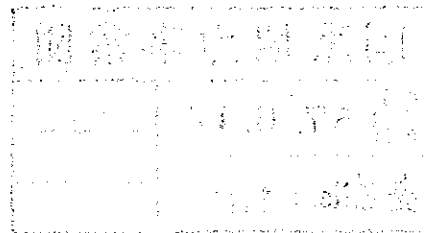
5  
17  
1F



JICA LIBRARY



1054638[0]



国際協力事業団	
受入 月日	'84. 3. 9.
	105
	90.7
登録No.	00011
	MCF

## は し が き

中国政府は現在、近代化を推進しているがその一環として保健医療分野においては中国伝統医学と西洋医学の結合による医療技術の近代化を図るためわが国に対し協力を要請してきた。

わが国はこの事業が中国国民に直接ひ益して民生の向上に役立つばかりでなく日中友好のシンボルとしての意味も併せもつことから積極的に支援することとし昭和54年12月訪中した大平総理によって協力することが表明されたものである。その後日中両国の数次にわたる協議の結果、北京市和平里地区に無償資金協力により中日友好病院を建設することとなり昭和56年8月この病院建設のための交換公文の署名が行なわれた。

中日友好病院は、近代的総合病院のほか臨床医学研究所、看護学校及びリハビリテーション施設も有する総合的医療機関であり、この機能を十分に発揮させるには管理運営にあたる中国人医師等の技術水準の向上を図ることが重要であるとしてプロジェクト方式による技術協力を実施することとなった。

当事業団では、昭和56年3月事前調査団を派遣し中国側の要請内容の確認と保健医療の現状調査更にはプロジェクトを実施するうえでの問題点の把握を行った結果わが国としては無償資金協力を並行して技術協力をを行うことが適切であるとの結論を得た。これを受けて昭和56年11月本プロジェクトを実施するうえでの両国政府の取るべき措置、事業内容と計画等についての協議を行い、双方の合意と確認を得る目的をもって実施協議調査団を派遣した。

本報告書は、実施協議調査団の協議内容・調査事項についてとりまとめたものである。

ここに実施協議調査団員の各位並びに同調査団派遣にご協力を賜った関係機関の各位に対し深甚なる謝意を表するとともに、本プロジェクトの今後の実施運営にあたり格別のご協力を賜るようお願いする次第である。

昭和57年2月

国際協力事業団

理事 長谷川 正 男



# 目 次

## は し が き

## 写 真

I	実施協議調査団派遣の経緯	1
II	調査団の編成と調査日程	2
III	中国側協議出席者名簿	4
IV	調査結果の総括と概要	4
V	討議議事録及び覚書に関する主たる協議内容	6
VI	プロジェクト事業の実施計画	7
VII	北京中医学院等の視察概況	10
VIII	討議議事録及び覚書	12

## 参 考 資 料

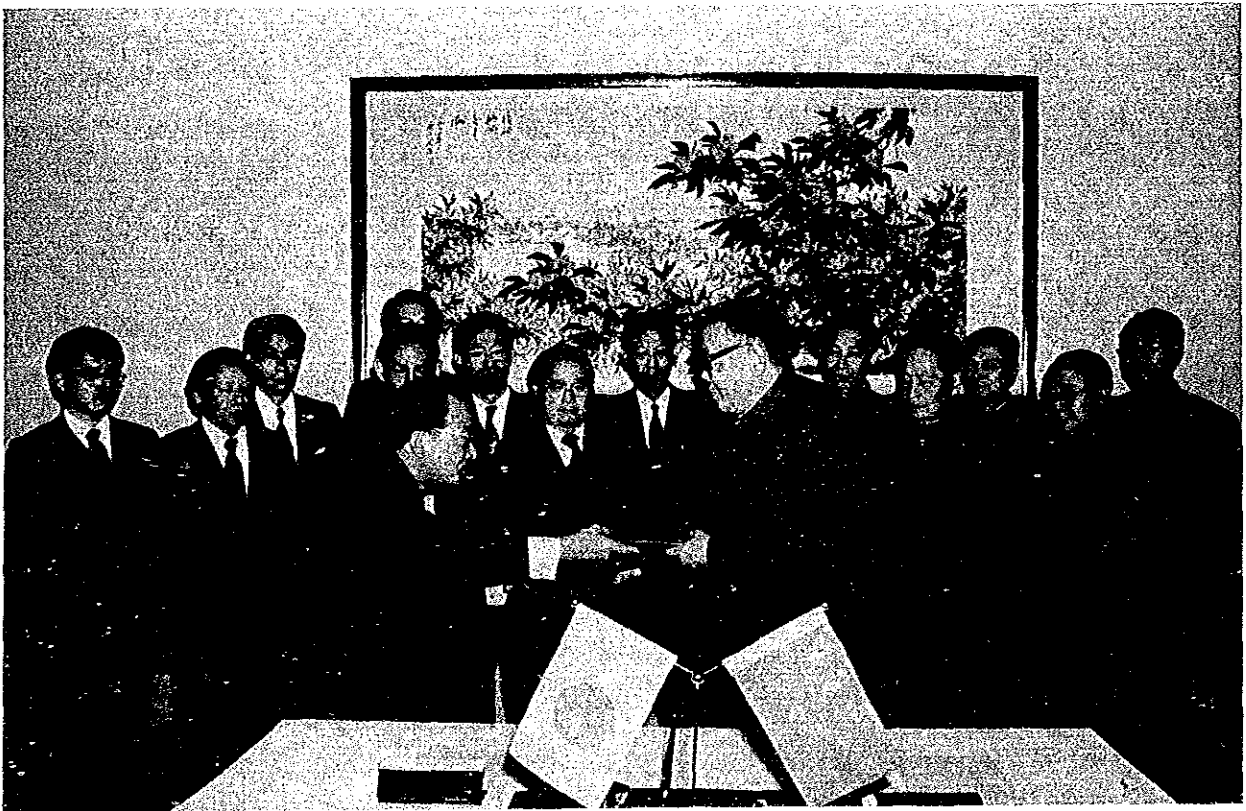
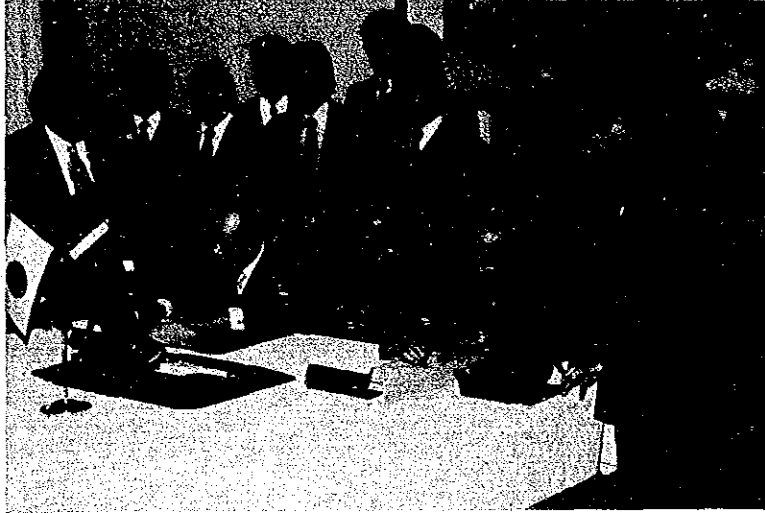
1.	中国との科学技術協力協定	61
2.	日本側プロジェクト国内委員会名簿	64
3.	中国側プロジェクト計画実施委員会名簿	65





写 真

日本側井出源四郎団長・中国側郭福芝中日友好病院副院長による討議議事録の署名及び交換





## 1. 実施協議調査団派遣の経緯

中国政府は、現在近代化のための諸政策を遂行中であり保健医療分野においては、中国の漢方医学と西洋の近代医学との結合（中西医結合）による医学の近代化を目指したいとしてこれのモデル病院として中日友好病院の設立について協力を要請してきた。

この要請に対しわが国は数次の調査団を派遣して中国側関係当局と協議の結果本病院建設のための基本的事項について合意が成立し、昭和56年1月に詳細設計のためのまた昭和56年8月に病院建設のための交換公文署名のはこびとなったものである。この病院建設は昭和56年12月2日の起工式後27カ月の工期をもって昭和59年3月完成の予定となっている。

この中日友好病院は、1000床の規模をもつ総合病院であるとともに臨床医学研究所、看護学校・リハビリテーション施設を併設するものであり診療・研究・教育の名機能をもつ総合的医療機関といえる。このような近代的総合病院の管理運営は、容易ではないため、本病院の建設構想の時点から日中双方の専門家から技術協力の必要性が強調されていた。このためわが国では、将来中日友好病院の管理・運営にあたる中国人医師を昭和54年10名、昭和55年20名を受入れわが国協力機関において研修を実施してきたものであるが、外務省の「中日友好病院協力専門委員会」において技術協力を効果的にかつ計画的に実施すべきとの意見が提示されたのを契機として病院開院時までの間の専門家派遣、研修員受入を主体とした第1次のプロジェクト方式技術協力実施の方針が決定された。

この決定を受けて当事業団では昭和56年3月に堀内団長他9名編成による技術協力事前調査団を派遣し中国の医療技術水準の確認・医療行政教育の実態調査を行なうとともに中国側の要請内容を確認して技術協力の可能性及び妥当性等についての検討を行なった。

この調査の結果中国では約10億の人口のうち8億が農村人口でありこの大部分の中国人に対する医療は1,575千人いるといわれるいわゆる「はだしの医者」が診療にいたることが明らかとなった。この「はだしの医者」は基本的には中医学により訓練されているので、中西医学結合による新しい医療技術が開発されこれが「はだしの医者」に教育訓練を経て還元されるならば中国全土の医療技術の近代化が図れることとなる。

中日友好病院は、基礎医学・臨床医学を通じて西洋医学による中医学の究明とその結合による医学の近代化を目指すものであり、これは、中国医学界の長年の懸案にこたえるばかりか中国国民の健康管理に直接ひ益する極めて画期的で国策に添った重要な事業であるといえる。

わが国では、西洋医学特に基礎医学分野においては優れた知識と実績を有しており、この技術を中国側要員に移転することによりこのプロジェクトに貢献することが可能であると判断されるとともに、このプロジェクトの成果は直接中国の10億国民の健康に益することから日・中友好のシンボルとしての位置付けもあり適切な事業であることが確認された。

こうした事前調査の結果を踏えて初の日・中間のプロジェクト方式による技術協力を行なうことになったものである。わが国が2国間のプロジェクト方式による技術協力を実施する場合、その実施のための両国政府のとるべき措置及び事業内容等は、討議議事録(Record of Discussions)の形式をもって取極めて実施しているが、日中間には本プロジェクトが初のケースであることから実施協議調査団派遣前に協力の方式と協力の枠組みについて双方の意見を調整しておく必要があった。この調整任務をもって昭和56年8月鳥居団長他4名から成るR/D事前協議ミッションを派遣した。協議の結果R/D原案のうち一部を除いてほぼ日本側提示案にて了解を取りつけるに至ったものである。

以上の経緯をもって日中双方におけるプロジェクト実施のための基本的な了解が成立したことから、今回①R/Dに関する最終的調整を行って合意を取りつけること、②プロジェクト実施上の具体的計画について協議を行い双方が確認しあうことの2点を主な付託事項として井出団長他7名編成の実施協議調査団を派遣することとなったものである。

## II. 調査団の編成と調査日程

### 1 調査団の編成

団長	井出源四郎	千葉大学医学部長
団員	池田正男	国立循環器病センター副院長
	未舛恵一	国立がんセンター副院長
	内藤洵	厚生省大臣官房国際課長
	小川克也	文部省大学局大学病院指導室長
	佐々木修	外務省技術協力2課
	中澤幸一	国際協力事業団医療協力部長
	白石英一	国際協力事業団医療協力課

## 2 調査日程

日順	月 日	曜日	行 程	調 査 内 容
1	11/16	月	東京→北京 JAL 783 (池田団員は大阪搭乗)	17:00 大使館表敬訪問(鹿取大使), 日程調整, R/D に関する打合せ
2	11/17	火		8:30 R/D に関する協議: 董玉昌衛生 部外事局処長他中国側計画実施委員会 14:00 事業計画に関する協議: 郭福芝中 日友好病院副院長他中国側計画実 施委員会
3	11/18	水		8:30 首都病院・北京医学院第1付属病 院視察及び関係者との協議 13:30 北京中医学院・中日友好病院建設 予定地視察及び関係者との協議, 帰国研修員及び56年度研修予定 者との懇談 (佐々木団員, 白石団員は別派行動) 9:00 R/D 及び覚書に関する最終 調整, 董玉昌衛生部外事局処 長他
4	11/19	木		9:00 R/D 及び覚書文書の作成と確認 作業 14:00 R/D 及び覚書文書の署名(日側 瀬木公使, 中側衛生部次長立合い) 14:30 記者会見(毎日新聞, 新華社他)
5	11/20	金	北京→東京 JAL 784	

### Ⅲ. 中国側協議出席者名簿

郭	福	芝	中日友好病院副院長
卞	志	強	中日友好病院準備処副主任
李	恩	生	中日友好病院副教授
董	玉	昌	衛生部外事局処長
張	明	昭	衛生部医政局処長
陳	明	光	衛生部医教局副処長
高	賀	亭	北京中医学院副院長
彭	瑞	聰	北京医学院副院長
金	恩	源	
紀	淑	英	中日友好病院準備処
何	素	清	“
徐	国	雄	“
陶	家	新	“

### Ⅳ. 調査結果の総括と概要

中華人民共和国は、その面積約960万 $km^2$ で日本の約26倍、人口では約10億と推定され世界における大国の一つに数えられる。1949年10月に建国されて以来、同国政府は国民の福祉と生活の向上に努力を重ねてきたが、とりわけ1970年代の後半からは国家目標として「四つの近代化」を掲げ、国を挙げて多方面にわたる近代化事業を推進中である。特に保険医療に関する近代化については、直接一般大衆の健康の維持ひいては民生の向上にひきつらることから国家開発計画のなかでも最優先事業の一つとなっている。1978年の日中平和友好条約の締結以来、わが国と中国との関係は日増に緊密化の度合いを強めているなかで中国政府は、上記保健医療に関する近代化の一環として研究・教育施設を併設した近代的総合病院の建設についてわが国に協力を要請してきたものである。

1979年12月わが国は、大平首相訪中の際に中国側の要請に対して日本側としては、この建設計画に積極的に協力する旨の意思を表明したことから急速に具体化の運びとなった。

1980年2月の第1回事務レベル協議をはじめとして数次にわたる両国関係当局間の協議を

経て基本的事項についての合意が成りこの病院を中日友好病院として建設すべく、昭和 56 年 1 月実施設計のための交換公文署名、また昭和 56 年 8 月病院建設のための交換公文署名に至ったものである。

一方この中日友好病院は、1000 床の規模をもつ総合病院であるとともに臨床医学研究所・看護学校・リハビリテーション施設を併設するものであり診療・研究・教育の各機能をもつ総合的医療機関であり、これを十分に機能させるには管理・運営にあたる中国人医師・技師等の知識と技術の向上が不可欠であるとして技術協力の実施の可能性と妥当性について検討がなされて来たところ、中国側としてもこの必要性を認識するところとなりプロジェクト方式による協力を実施することとなった。

今次調査団は、昭和 56 年 3 月派遣された技術協力事前調査団の調査結果を踏えて今後の技術協力の具体的協力の内容・両国政府がとるべき措置等について協議をおこなって合意内容を R/D にとりまとめ署名することを主たる任務として派遣された。

協議・調査の結果の詳細は、別項のとおりであるが、中国側はわが国とこのプロジェクトを実施するにあたり、本事業は基本的には、日中両国研究者による共同研究であるとし、その過程において双方の研究者が相手方の技術を習得するものであるとの思想をもっている。中国側要員のなかには、既に西欧諸国での研究歴をもち相当高度な知識技術を有するものもいるが、一般的なレベルとしては決して高度とはいえないのが実情であり、日本人専門家による一方的な指導を必要としていることは、他の開発途上国に対する技術協力と同様である。

ただし、中国人医師・技術者は他の国の要員に比較して知識欲・技術を吸収しようとする熱意が極めて旺盛であることは格別であり、このことは今後技術指導を実施するうえでの重要な要素であることから特筆に値しよう。今回の中国滞在中に北京中医学院において、昭和 56 年度受入れが予定されている研修員と面談する機会を得たが、この際研修予定者は日本での研修テーマ・研修計画について熱心に日本人調査団員との意見交換をする等日本での研修に大きい期待をもっている様子が印象深かった。

今回の調査の結果、中国人カウンターパートのレベルが概略把握出来たことを踏えて、今後の要員養成の手順について提言するならば次のとおりである。先づ中国人カウンターパートを研修員として受入れ、将来その専門分野の専門家として派遣が予定されている指導者のもとで基礎的なことについて徹底した指導を行う。これは、基本的知識・技術の習得のためには、十分な機器・教材が整備され使用可能であるわが国の研究機関で、研究することが不可欠であり、かつ効果的であることによる。そして、その研修員が帰国した後指導教官が専門家として派遣され中国側の実情に測した応用技術をカウンターパートに対し指導すべきである。これは、中国側要員の現時点のレベルを考慮したうえで、先づ本部において基礎的な技術の移転を図り、その後中国において必要な専門技術の移転をおこなうことが本プロジェクトの実質的進展のう

えて望ましいと考えられるからである。

今回署名したR/Dによるプロジェクトは病院施設が完成するまでの第1次3カ年協力であり、この協力期間終了後は、引き続き中日友好病院を拠点とした本格的協力を5年間程度実施する予定である。本件協力はこれまでにない大規模な医療協力プロジェクトであり、これを遅滞なく推進するには、わが国における支援体制を更に強くする必要があることを痛感している。

中日友好病院は、① 日中友好のシンボルであること、② 中国の伝統的医学である中医と西洋医学との結合（中西医結合）という中国独自の政策を追求するモデル病院であること、③ 中国保健医療分野における近代化のモデル病院であること ④ 機能的に診療を中心にして教育・研究も行ないうる総合的医療センターであること。……の4つの使命をもっている。

わが国は、本件プロジェクトでもってこの中日友好病院の使命を達成させるために、同病院へ要員を養成すべく近代的医学により、診療・中国伝統医学の基礎研究及び近代的病院運営の各水準を総合的に向上させようとするものである。

本プロジェクトは、日中両国間の初のプロジェクト方式技術協力であるが、わが国各界の協力を得て実効ある事業を遂行することにより日中両国間の友好親善の一翼ともなることを期待することとしたい。

## V. 討議議事録及び覚書に関する主たる協議内容

### 1 経 過

- (1) 本件プロジェクトは、中国に対するプロジェクト方式技術協力としては最初のものであり、また、かつてない規模で無償資金協力和リンクした協力であるため、協力内容に関し、外務省経済協力局長の私的諮問機関として設置された中日友好病院技術協力専門委員会において検討を行うとともに、事前調査チームの報告及びJICAに設置された国内委員会の検討に基づき討議議事録(R/D)のドラフトが作成された。
- (2) 基本的な考え方としては、無償資金協力により建設される中日友好病院の開院前に同病院の使命遂行に必要な病院要員の養成を近代的医学の見地から行なうことを主眼としており、協力内容も研修員の受入れを中心としたものとなっている。
- (3) このような考え方に基づき作成されたR/Dに関し、56年8月R/D説明ミッションが訪中し、R/Dの内容等に関し説明を行なうとともに協議を行なった結果、基本的了解が得られるとともに若干の修正意見が提出され、外交ルートにて調整されることとなった。
- (4) 実施協議チームの訪中に向けて、中国側との調整が進められた結果、R/Dの内容を明確



にするための覚書を作成する等大半の了解は得られたが、専門家に与えられる特権に関しては実施協議チームの中国側との協議に委ねられることとなった。

## 2 実施協議

前述のようにR/D関係についてはおおむね合意に達していたため、主として1.(4)に述べた日本人専門家に与えられる特権に関する条項であったが、この点に関し中国側は、本件プロジェクトを重視しており、特権関係においても特段の配慮をしているので、R/D上の表現においても、第三国の専門家等に対し与えられる特権との調整まで記載する必要はないと主張したが、実施協議チームより中国側の趣旨は理解するが、わが方のR/Dについては従来、同種の条項を設けており、また専門家に与えられる特権については明確に記載すべき旨主張したところ中国側もこれを了解し、本件R/D及び覚書の署名に至った。

## VI. プロジェクト事業の実施計画

### 1 専門家の派遣事業について

#### (1) 年次別専門分野

今次R/Dは、中日友好病院が完成されるまでの間に、将来同病院に勤務することが予定されている要員を養成しておこうとすることに主眼がおかれているものであり、これにのっとり専門分野の専門家を派遣する必要がある。中国側の意向としては、この3年間に基礎医学・病院管理・臨床医学の順でもって要員を養成しておきたいとの希望をもっており、この計画は病院自体が建設途次にあることを考慮した至当な計画といえる。

そして日本人専門家の年次別専門分野として要請あったのは次のとおりであり、この計画にそって派遣するべきであろう。

1981年度……………基礎医学部門専門家

1982年度……………基礎医学部門及び病院管理部門専門家

1983年度……………臨床医学部門専門家

#### (2) 派遣者数及び派遣期間

調査団より派遣者数は年間6名(3年間18名)とし、このうち北京中医学院等の研究室において基礎医学の技術指導を行う専門家は3名、北京市を中心とした医育・医療機関を巡回して医療講演を行なう専門家は3名としたいとして中国側の意向を確認したところ特に異論はなかった。

次に派遣期間について、基礎医学指導専門家は3カ月、医療講演専門家は2～3週間が

限度である旨説明のうえ中国側の了承を求めたところ特に基礎医学指導専門家の派遣期間が3カ月であることに強い不満の意が表明された。中国側としては、派遣される専門家の知識と技術を数多く吸収することを期待しており、場合によっては専門家とカウンターパートに対し研究テーマを設定して共同研究させることを望んでおり1年間の派遣を期待して計画を策定していたとの由で、3カ月程度の派遣期間ではあまりにも短期間すぎるとの理由によるものであった。

これに対し調査団より、わが国としては本プロジェクトに派遣する専門家は国内最高レベルの人物の派遣を用意しているところ、わが国の大学・研究所の機能・機構上教授クラスの人物を長期間派遣することは、事実上不可能である旨事情を説明のうえ一応中国側の了承を得るに至ったものである。しかしながら中国側からは、日本国内の事情による止むを得ないことであると理解を示してはいるながらも、極力長期間の派遣を考慮してほしい旨強い要請があったことから、国内委員会における専門家の人選にあたっては、このことに十分留意しつつ検討することが緊要である。

なお、この派遣期間の延長に関して日本側としては、1専門分野につき教授と助手クラスの専門家を1組として派遣して助手クラスの専門家の期間を延長することにより中国側の要請に応ずることとしたところ、中国側もこれを歓迎することであったのでこの方策も考慮する必要がある。(この了解に基づき、基礎医学指導専門家の派遣要請書は1専門分野につき2名の要請となる予定。)

派遣専門家は、派遣期間が短期間であることに留意して広範囲な技術指導は避け、限られた事項についてのみ徹底した指導を行い効果的な技術の移転に心掛けるべきであろうと考えられる。

### (3) 技術指導及び医療講演の場所

基礎医学指導専門家は、基本的には、中日友好病院建設地に隣接する北京中医学院の研究室が予定されている。ただし中医学院には電子顕微鏡が配置されていないため電顕を活用する専門家の場合は北京医学院腫瘍研究所に常駐することとなる。

一方医療講演専門家の講演場所は、原則的に北京市内の医育機関及び医療機関となっているが、滞在日程上余裕がある場合、中国側の要請により北京市以外においても講演することがあり得よう。

### (4) 1981年度派遣計画

81年度の派遣計画につき具体的専門分野を協議した結果は次のとおりと決定した。

- 基礎医学指導専門家……………① 電顕組織化学、② 心筋細胞生理学、③ 腎臓病理学

- 医療講演専門家……① 脳卒中, ② がん, ③ 高血圧

派遣時期については、中国側より 82 年 3 月上旬～中旬としてほしいとの希望があり、調査団としては特に支障ないとの判断によりこれを了承した。なお派遣要請書は、わが国内における派遣手続上 81 年 12 月末までに送付してほしい旨強く要望しおいた。

#### (5) 1982 年・83 年度の派遣計画

中国側の計画は現在検討中であるとの由で明らかにされなかったが、82 年度の基礎医学指導専門家の専門分野は① 薬理学, ② X線診断, ③ 血液学を中国側の案としている模様であった。82 年以降の計画は、プロジェクトの全体計画との調整が必要と考えられるので中国側において早急に計画を策定するよう要望しおいた。

## 2 研修員の受入事業について

研修員はこれまで 30 名を受入れずみであるが、今後 3 年間は年間 20 名で 60 名の受入れを予定している。これまでの受入れずみ研修員は経験豊富で語学にも優れた人物であったが、今後の受入れ予定者は、年令的に若い研修員が候補となっているので経験年数も少なく語学能力も十分でない者が来日することが予想される。現在中国では研修候補者について全員 1 年以上の日本語研修を行なっているとのことで、この研修の成果が期待されるころであるが、わが国における研修を効果的に実施するためには語学に不自由しないことが不可欠であることに鑑みて、来日直後の日本語研修は是非とも実施する必要がある。

また研修員の受入れ期間について、中国側より研修員の経験・研修科目及びその内容により一部の者については、長期間の受入れ（1 年間）を検討してほしい旨の要請があった。日本人専門家の派遣期間は、概ね 3 カ月程度で短期間とならざるを得ない事情もあって、来月研修員に対しては濃密な指導を行なう必要があるところ、中国側の意向にそって長期間の受入れを考慮する必要があるだろう。

なお 81 年度研修候補者 20 名は既に人選を終え国家科学技術委員会において最終手続中の事で受入要請書は 81 年 11 月末までに提出するよう、また全員 82 年 3 月までに来日可能であることにつき確認済みである。

## VII. 北京中医学院等の視察概況

中日友好病院の建設が進められるこの3年間に、我国から医学者を派遣し、中国側と研究を進めるに当って、主たる研究の場は北京中医学院であるが、それ以外の施設でも医療機器・研究機器を利用出来る状態にあるかどうかという点から、首都病院・北京医学院第一病院、北京中医学院の見学からの印象をのべる。

北京中医学院は、昭和56年3月に訪問した時点と今回約半年後に訪れた時点で比べると、この半年間に各基礎部門の人的整備も行なわれ、欧米へ留学してきた人も加わり充実の方向を示している。機器類も若干追加整備され、全体として中国政府が重点的に力をつぎこんでいるように思われる。

首都病院は、主して外来部門の見学に終わったが、臨床検査研究の部門には、日立製の新しい電子顕微鏡が入ったばかりであると説明があった。日本から派遣された学者がこれを利用することは出来るとしても、中日友好病院との距離的關係が問題となろう。

北京医学院の腫瘍研究所における、がんの臨床および基礎研究についてみたところでは、がんの診断の基盤である画像診断については、X線機械を始め、超音波診断装置も相当高度なものが使用されており、CTスキャナーまでは備っていないが、機械整備は良好であると考えられる。臨床面では、昭和54年訪中の際、手術の状況を視察したが今回中国人外科医と話し合いをしたところで判定すると、総括して外科手術の技術は相当優秀なものを有しているものと思われる。

また、生化学・薬理的基礎研究を行なうための一応の設備・機器類は用意され、其の方面の研究には利用しうる可能性はある。然し乍ら、電顕及び実験的腎炎に関する研究をすすめるには、中医学院を場としても若干の機器を追加すれば、中医学院で研究を進めることも可能のように思われる。一番の問題点は、心筋の電気生理の研究を行なうための機器類である。中医学院の基礎部門にはソールド室をもつ心臓生理実験室があり、Hoffman教授の下で勉学し、最近中国に帰ってきた研究者が配置されているが、心筋の電気生理学的研究を行うためには、かなりの研究機器を整備する必要があると思われた。

我国から派遣される研究者がそれぞれの専門の分野で用いる研究機器は、分野によって異なり、また研究者によって嗜好・選択があるので、それぞれの研究者が具体的に研究期間とそれに見あった研究プロジェクトをきめ、それに必要な研究機器をチェックした上で、整備するのが効果的であると考えられる。

中日友好病院における病歴管理については、首都病院における病歴管理の実状が非常に参考になった。そこでは、1920年病院がスタートして以来の病歴が整然と管理され、そのための索引カードや独自の病名分類が作られ、30名近い人を使って整理している。其処の主任医師

は 20 年来この仕事に専念しているが、今回中日友好病院の病歴管理の責任者として移動されることになっている。彼は昨年来日され我国の大学病院その他の病院のカルテの見本を集め、新しい病歴の作製と管理についての準備をすすめており、中日友好病院の病歴管理は、我国のどの病院よりすぐれたものになることが期待され、且つ驚かされた次第である。

現在実施されている基礎研究の中で、今回の視察においては、染色体分析、骨髓血の冷凍保存のリカバリー、中国古来の薬草による細胞の Cyclic AMP の誘導実験が供覧されていた。とくに薬草の研究では中国医学で現在も多用されている諸薬草の薬理作用に対して、近代医学的手法を用いたアプローチに大いに力を入れていることが感じられ、中日友好病院の目標が中西医合作であるといわれる方向にあること併せて、中国側の意欲が伺われた。

## VII 討議議事録及び覚書

### 1. 英 語 文

#### THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE CHINESE PROJECT IMPLEMENTATION COMMITTEE ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE CHINA-JAPAN FRIENDSHIP HOSPITAL PROJECT

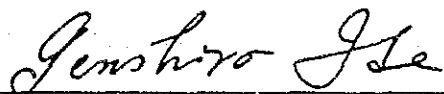
The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Dr. Genshiro Ide, Dean of Faculty of Medicine, Chiba University, visited the People's Republic of China from November 16, 1981 to November 20, 1981 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the China-Japan Friendship Hospital Project in the People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese Project Implementation Committee in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the Chinese Project Implementation Committee agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the Attached Document based on the Agreement

on Cooperation in the fields of Science and Technology  
between the Government of Japan and the Government of the  
People's Republic of China.

Done in duplicate in Beijing on November 19, 1981,  
in the Japanese, Chinese and English languages, each text  
being equally authentic. In case of any divergence of  
interpretation, the English text shall prevail.



---

Dr. Genshiro Ide  
Head of the Japanese  
Implementation Survey Team



---

Dr. Guo Fuzhi  
Director of the Chinese Project  
Implementation Committee

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the People's Republic of China will cooperate with each other in implementing the China-Japan Friendship Hospital Project (hereinafter referred to as "the Project"), on the basis of modern medical sciences, for the purpose of carrying out the training of personnel necessary to accomplish the tasks of the China-Japan Friendship Hospital.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I..

### II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II, through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.



2. The Japanese experts referred to in 1, above and their families will be granted in the People's Republic of China the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III. The Japanese experts, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those granted to the experts of other countries or of international organizations performing similar missions.

### III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex IV, through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The articles referred to in 1. above will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered c.i.f. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts

referred to in Annex II..

#### IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.
2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

#### V. SERVICES OF THE CHINESE COUNTERPART PERSONNEL AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to secure at its own expense necessary services of the Chinese counterpart

personnel and administrative personnel as listed in Annex V..

2. As to the Chinese counterpart personnel, the Government of the People's Republic of China will endeavour through the authorities concerned to allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in Annex II. for the effective and successful transfer of technology under the Project.

#### VI. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA THROUGH THE AUTHORITIES CONCERNED

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to provide at its own expense:

- (1) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;
- (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III. above;

- (3) Transportation facilities and traffic fees within city areas for the Japanese experts for the official travel within the People's Republic of China;
  - (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to meet:
- (1) Expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the articles referred to in III. above as well as for the insurance, installation, operations and maintenance thereof;
  - (2) All running expenses necessary for the implementation of the Project.
3. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to exempt from customs duties, internal taxes and any other charges which shall be imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III. above.

## VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese personnel associated with the Project pertaining to the implementation of the Project, and the Chinese authorities concerned will be responsible for the management and implementation of the Project.

## VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes through the authorities concerned to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

## IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

X. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be 3 years from November 19, 1981.

## ANNEX I. MASTER PLAN

### 1. Objective

The objective of the Project is to carry out, on the basis of modern medical sciences, the training of personnel necessary to accomplish the tasks of the China-Japan Friendship Hospital which will be constructed by the grant aid of the Government of Japan as a symbol of the friendship between Japan and the People's Republic of China.

### 2. Activities under the Project

- (1) To improve the level of medical care and of educational activities in the China-Japan Friendship Hospital;
- (2) To promote the research activities of the Chinese traditional medicine with the methods of modern medical sciences;
- (3) To improve the hospital administration;
- (4) Other activities mutually agreed upon as necessary.

ANNEX II. JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will dispatch experts in the fields of

- (1) Basic Medical Sciences;
- (2) Clinical Medicine;
- (3) Hospital Administration;
- (4) Others mutually agreed upon as necessary.



ANNEX III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.
2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties in respect of the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipments relating to their activities.
3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

ANNEX IV. ARTICLES

Machinery, equipment and materials mutually agreed upon  
as necessary to the Project.

ANNEX V. LIST OF CHINESE STAFF

1. Project Director

Deputy Director, China-Japan Friendship Hospital

2. Number of Counterpart Personnel to the Experts

(1) Basic Medical Sciences ( 18 )

(2) Clinical Medicine ( 18 )

(3) Hospital Administration ( 18 )

3. Administrative and Clerical Staff ( 9 )

4. Other personnel mutually agreed upon as necessary

ANNEX VI. LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

The Government of the People's Republic of China will provide the following land, buildings and facilities necessary for carrying out the Project.

- (1) Beijing College of Traditional Chinese Medicine.
- (2) Beijing Medical College and the affiliated hospitals:
- (3) Other land, buildings and facilities mutually agreed upon as necessary.

The Minutes of Meeting on the Record of Discussions  
on the Japanese Technical Cooperation for the China-  
Japan Friendship Hospital Project

The Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Project Implementation Committee have jointly agreed upon and signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as "the R/D") on the Japanese technical cooperation for the China-Japan Friendship Hospital Project.

Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provisions in the R/D.

1. Both sides agreed that the term "personal effects" as referred to in Annex III. 2. of the R/D includes household effects which may be brought from abroad for personal use by the Japanese experts and their families.
2. Both sides agreed that the term "machinery and equipment relating to their activities" as referred to in Annex III. 2. of the R/D includes one motor vehicle per each family which will be used by the Japanese expert and their families.

3. As for the housing accommodations as referred to in VI.1. (4) of the R/D, the Chinese side expressed that they will prepare suitable hotel rooms with charges not exceeding 50 yuan per day, and that in case it is not actually possible to prepare such accommodations the Chinese side will pay the amount exceeding 50 yuan per day.

Beijing, November 19, 1981

*Genshiro Ide*

---

Dr. Genshiro Ide  
Head of the Japanese  
Implementation Survey Team

郭福芝

---

Dr. Guo Fuzhi  
Director of the Chinese Project  
Implementation Committee

## 2. 日 本 語 文

### 中日友好病院プロジェクトのための技術協力 に関する日本側実施協議チームと中国側計画 実施委員会との討議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という。）が組織し、千葉大学医学部長井出源四郎博士を団長とする日本側実施協議チーム（以下「チーム」という。）は中華人民共和国における中日友好病院プロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、1981年11月16日より1981年11月20日までの日程をもつて中華人民共和国を訪問した。

中華人民共和国滞在期間中、チームは上記プロジェクトの有効な実施のため両国政府がとるべき必要な措置に関して中国側計画実施委員会と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、チームと中国側計画実施委員会はそれぞれの政府に対し、科学技術の分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定に立脚した附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

1981年11月19日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書2通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

井出源四郎

井出源四郎 博士

日本國獨賣協爲議事一ム団長

郭福芝

郭福芝 博士

中國獨計西英協委員會委員長



## 附 属 文 書

### I 両国政府の協力

1. 日本国政府と中華人民共和国政府は、中日友好病院の使命を遂行するために必要な要員の養成を目的として、近代的医学の立場から、中日友好病院プロジェクト（以下「当該プロジェクト」という。）の実施において相互に協力を  
行う。
2. 当該プロジェクトは附表Ⅰの基本計画に基づいて実施される。

### II 日本人専門家の派遣

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、日本国の技術協力計画の通常手続により附表Ⅱに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう日本人専門家及びその家族は、中華人民共和国において附表Ⅱに掲げる特権、免除及び便宜を与えられるものとし、日本人専門家は、中華人民共和国において任務遂行中、同様の任務を遂行する他の国又は国際機関の専門家に劣らない特権・免除及び便宜を享受する。

### Ⅲ 機材供与

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、日本国の技術協力計画の通常手続により附表Ⅳに掲げる当該プロジェクト実施に必要な資機材を自己の負担において供与するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記ノ項にいう機材は、陸揚の港あるいは空港にて中華人民共和国側関係当局へCIETにて引渡される時、中華人民共和国政府の財産となる。そして、それらの機材は、附表Ⅳに掲げる日本人専門家との協議をもつて当該プロジェクトの実施のためのみに使用される。

### Ⅳ 研修員受入

1. 日本国政府において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、日本国の技術協力計画の通常手続により日本における技術研修のため当該プロジェクトに関係する中国人を自己の負担において受入れるため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するため、関係当局を通じ必要な措置をとる。

V 中国人カウンターパート及び事務職員の役務

1. 中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国政府は、附表Vに掲げる中国人カウンターパート及び事務職員の役務を自己の負担において保証するため、関係当局を通じ必要な措置をとる。

2. 中国人カウンターパートについて、中華人民共和国政府は、関係当局を通じ附表IIに定めた日本国政府により派遣される個々の日本人専門家に対応する適切な資質の人員を必要数配置し、当該プロジェクトのもとで技術の移転が効果的かつ成功裡に行われるよう努力する。

VI 中華人民共和国政府が関係当局を通じてとるべき措置

1. 中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国政府は、自己の負担において次のものを提供するため関係当局を通じて必要な措置をとる。

(1) 附表VIに掲げる土地、建物及び付帯施設

(2) 上記III条のJICAを通じて供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車輛、工具、補充部品及びその他の物品の調達もしくは取替

(3) 中華人民共和国内における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び市内交通費

(4) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居

## 施設

2 中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い、中華人民共和国政府は、次の経費を負担するため関係当局を通じ必要な措置をとる。

(1) 上記Ⅲ条に掲げる機材の中華人民共和国内における輸送、保険、据付、操作及び維持に必要な経費

(2) 当該プロジェクトの実施に必要な全ての運営費

3 中華人民共和国政府は、上記Ⅲ条に掲げる機材に対する中華人民共和国内で課されるべき関税、国内税及びその他の課徴金を免除するため、関係当局を通じ必要な措置をとる。

## Ⅶ プロジェクト管理

日本人専門家は、当該プロジェクトに係る中国人に、当該プロジェクト実施に関する必要な技術的指導及び助言を行う。中華人民共和国側関係当局は、当該プロジェクトに関する運営及び実施について責任を負う。

## Ⅷ 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、又は、その遂行中に、又は、その遂行に関連して発生する日本人専門家に対する請求事由が生じた場合には、関係当局を通じその請求に関する責任を負う。

但し、日本人専門家の故意又は重大な過失により生ずる

責任については、この限りではない。

K 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互協議を行う。

X 協力期間

本附属文書に基づく当該プロジェクトの技術協力期間は、1981年11月19日より3年間とする。

## 附表 I

### 基 本 計 画

#### 1. 目 的

当該プロジェクトは、日本国政府の無償資金協力により日中友好のシンボルとして建設される中日友好病院の使命を遂行するために必要な要員の養成を近代的医学の立場から行うことを目的とする。

#### 2. 当該プロジェクトのもとでの活動

- (1) 中日友好病院の診療・教育水準の向上
- (2) 中国伝統医学の近代的医学による研究の推進
- (3) 病院管理の向上
- (4) その他相互の合意による必要な活動

附表Ⅱ

日 本 人 専 門 家

日本国政府は、次の分野の専門家を派遣する。

- (1) 基 礎 医 学
- (2) 臨 床 医 学
- (3) 病 院 管 理
- (4) その他相互の合意による必要な分野

附表Ⅲ

特権、免除及び便宜

1. 中華人民共和国政府は、海外から送金される報酬に対して、又はそれに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族の持ち込む個人的使用品及び業務に関連する機材に対して関税を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、医療の便宜を提供する。



附表Ⅳ

資 機 材

相互の合意による当該プロジェクトに必要な機材、器具及び  
その他の材料

附表V

中華人民共和國側スタッフのリスト

1. プロジェクト責任者

中日友好病院副院長

2. 専門家に対するカウンターパートの数

(1) 基礎医学 (18人)

(2) 臨床医学 (18人)

(3) 病院管理 (18人)

3. 事務及び秘書職員 (7人)

4. その他相互の合意による必要な職員

附表Ⅵ

土地、建物及び付帯施設のリスト

中華人民共和国は、当該プロジェクトの実施に必要な次の土地、建物及び施設を提供する。

- (1) 北京中医学院
- (2) 北京医学院及び付属病院
- (3) その他相互の合意による必要な土地、建物及び施設

中日友好病院プロジェクトのための  
技術協力に関する討議議事録覚書

日本側実施協議チームと中国側計画実施委員会は、相互に合意し、中日友好病院プロジェクトのための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という。）に署名した。

以下には、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために双方により了解された内容を記録することとする。

1. 双方は、R/D附表Ⅰの2に記載されている「個人的使用品」には日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外より持ち込むことのある家財道具が含まれることに合意した。
2. 双方は、R/D附表Ⅰの2に記載されている「業務に関連する機材」には、日本人専門家及びその家族により使用される一家族当たり1台の自動車が含まれることに合意した。
3. R/DのⅦ条1(4)に述べられている住居施設については、中国側は、1日当たり50元以下の適切なホテルを提供する用意がある旨及びこれが現実には不可能な場合には、1日当たり50元を超える金額については中国側にて負担する用意がある旨を表明した。

北京 1981年11月19日

井出源四郎  
井出 源四郎 博士

日本国側実施協議チーム団長

郭福芝  
郭 福芝 博士

中国側計画実施委員会委員長

## 中国方面执行计划委员会和 日本国方面执行协议团 关于为实行中日友好医院计划 进行技术合作的会谈纪要

为商定在中华人民共和国建设中日友好医院有关的技术合作计划详细内容,由国际协力事业团(以下称“JICA”)组织的以千叶大学医学部长井出源四郎博士为团长的日本国方面执行协议团(以下称“协议团”),自一九八一年十一月十六日至一九八一年十一月二十日访问了中华人民共和国。

在中华人民共和国逗留期间,协议团就两国政府为有效地实行上述计划所应采取的必要措施问题与中国方面执行计划委员会交换了意见并进行了一系列的讨论。

讨论的结果,中国方面执行计划委员会和协议团同意,就中华人民共和国与日本国政府之间关于在科学技术领域进行合作的协定为根据的附件所载各事项,向各自政

府提出建议。

本纪要于一九八一年十一月十九日在北京签订，共两份，每份都用中文、日文和英文写成，三种文本具有同等效力。在解释上如有分歧，以英文本为准。

郭福芝

中国方面执行计划委员会

主任委员

井出源四郎

日本国方面执行协议团

团长

一九八一年十一月十九日于北京

## 附 件

### 一、两国政府的合作

(一) 中华人民共和国政府和日本国政府以培养为完成中日友好医院的使命所需必要人员为目的, 从现代医学的立场出发, 在实行中日友好医院计划(以下称“该计划”)时, 进行相互合作。

(二) 该计划根据附表一的基本计划实行。

### 二、派遣日本专家

(一) 根据日本国现行的法律和规章, 日本国政府应通过 JICA 采取必要措施, 按照日本国技术合作计划的通常手续由自己负担费用提供附表二所列的日本专家的劳务。

(二) 上述(一)项所指日本专家及其家属, 在中华人民共和国应享受附表三所列的优惠待遇、免税和便利。

日本专家在华工作期间, 享有与执行同样任务的其他外国或国际机构的专家同等优惠待遇、免税和便利。

### 三、提供机器设备

(一) 根据日本国现行的法律和规章, 日本国政府应通过 JICA 采取必要的措施, 按照日本国技术协作计划的通常手续由自己负担费用提供附表四所列的实行该计划所



需要的机器设备及其它材料。

(二) 上述(一)项所指机械器材, 在卸货的港口或机场, 以到岸价格 (CIF) 交付中华人民共和国有关当局时, 即属于中华人民共和国政府的财产。而且这些机械器材应与附表二所列举的日本专家协商, 只限使用于实行该计划。

#### 四、接受进修人员

(一) 根据日本国现行的法律和规章, 日本国政府应通过 JICA 采取必要的措施, 按照日本国技术合作计划的通常手续由自己负担费用接受在日本进修技术并与该计划有关的中方人员。

(二) 中华人民共和国政府应通过有关当局采取必要的措施, 保证在日本进修技术的中方人员所获得的知识和经验能有效地应用于实行该计划。

#### 五、中方对等人员及事务职员劳务

(一) 根据中华人民共和国现行的法律和规章, 中华人民共和国政府应通过有关当局采取必要的措施, 由自己负担费用保证附表五所列举的中方对等人员及事务职员的劳务。

(二) 关于中方对等人员, 中华人民共和国政府应通

过有关当局配备必要数量的人员，他们须具有与附表二所规定的由日本国政府派遣的各个日本专家相对应的能力，力求在该计划的实行中有效地圆满地进行技术传授。

## 六、中华人民共和国政府应通过有关当局采取的措施

(一) 根据中华人民共和国现行的法律和规章，中华人民共和国政府应通过有关当局采取必要措施，由自己负担费用提供下列物资：

1、附表六所列土地、建筑物及附属设施。

2、上述第三条通过 JICA 所提供器材以外的为实行该计划所需的机械、设备、器材、车辆、工具、备用部件以及其它物品的供应或更换。

3、日本专家在中华人民共和国国内因公出差时的交通便利和市内交通费。

4、日本专家及其家属所需的备有适当家俱的住宅设施。

(二) 根据中华人民共和国现行的法律和规章，中华人民共和国政府应通过有关当局采取必要措施，负担以下经费：

1、上述第三条所列器材在中华人民共和国国内的运输、器材保险、安装、操作及维修所需要的经费。

2、为实行该计划所需要的所有管理费。

(三) 对上述第三条所列机器设备在中华人民共和国国内应予征收的关税、国内税及其它税金的免征手续由中华人民共和国政府通过有关当局负责办理。

### 七、计划的管理

日本专家应对参加该计划的中方人员进行与实行该计划有关的必要技术指导和建议。中华人民共和国有关当局应对该计划的管理和实施负责。

### 八、对日本专家的索赔要求

日本专家在中华人民共和国国内由于执行或在执行过程中或与执行任务有关而发生对其提出索赔要求时，中华人民共和国政府应通过有关当局对该索赔要求负责。但由于日本专家的故意行为或重大过失而引起的追究责任，则不在此限。

### 九、相互协商

两国政府应对由本附件所产生或与本附件有关的主要事项进行相互协商。

### 十、合作期限

根据本附件所规定的该计划的技术合作期限，自一九八一年十一月十九日起，为期三年。

## 附表一

### 基 本 计 划

#### 一、目的：

该计划的目的是，从现代医学的立场出发，培养为完成由日本国政府无偿资金援助作为中日友好象征而建设的中日友好医院的使命所需要的人员。

#### 二、在该计划下进行的活动：

- (一) 提高中日友好医院的医疗、教育水平；
- (二) 促进用现代医学对中国传统医学进行研究；
- (三) 提高医院管理水平；
- (四) 其它双方同意的必要活动。

## 附表二

### 日 本 专 家

日本国政府派遣以下领域的专家：

一、基础医学

二、临床医学

三、医院管理

四、其它双方同意的必要领域

### 附表三

#### 优惠待遇、免税及便利

一、中华人民共和国政府免除对国外汇进的薪金或与其有关可能征收的所得税及其它税收。

二、中华人民共和国政府对成员随身所带的自用物品及成员带进的与其业务有关的器材免征海关税。

三、中华人民共和国政府提供医疗便利。

## 附表四

### 材 料 与 器 材

双方同意的该计划所需要的机械、器材以及其它材料。

## 附表五

### 中华人民共和国方面人员一览表

一、计划负责人：中日友好医院副院长

二、与专家对等的人员：

（一）基础医学（18名）；

（二）临床医学（18名）；

（三）医院管理（18名）。

三、事务职员及秘书（9名）。

四、其他双方同意的必要职员。



## 附表六

### 土地建筑物及附属设施一览表

中华人民共和国应提供实行该计划所需要的下列土地、建筑物及设施：

- 一、北京中医学院；
- 二、北京医学院及附属医院；
- 三、其它双方同意的必要的土地、建筑物及设施。

## 关于为实行中日友好医院计划 进行技术合作会谈纪要的备忘录

中国方面执行计划委员会与日本国方面执行协议团，双方签署了有关实行中日友好医院计划进行技术合作的会谈纪要（以下称“R/D”）。

为了明确会谈纪要中所规定的一些特定事项，现根据双方达成的协议内容，记录如下：

一、双方同意，对于R/D附表三第二项中所记载的“自用物品”系包括日本专家及其家属为了个人使用而从国外带进的某些家俱什物。

二、双方同意，对于R/D附表三第二项中所记载的“与其业务有关的器材”系包括日本专家及其家属所使用的每家一辆汽车。

三、关于R/D第六条（一）4项所述的住宅设施，中国方面表示准备提供每天五十元人民币以内的适当的旅馆房间，如实在不可能提供此种住所，中国方面表示将准备

负担每天超过五十元以外的金额。

郭福芝

中国方面执行计划委员会

主任委员

井出淳一郎

日本方面执行协议团

团长

一九八一年十一月十九日于北京



## 参 考 资 料



1. 中国との科学技術協力協定

◎科学技術の分野における協力に関する日本国政府と  
中華人民共和国政府との間の協定  
(略称) 中国との科学技術協力協定

昭和五十五年 五月二十八日 東京で署名  
昭和五十五年 五月二十八日 効力発生  
昭和五十五年 六月十三日 告示  
(外務省告示第二二六号)

目次	ページ
前文	三二一
第一条 科学技術協力の発展及び促進並びに協力の形態	三二一
第二条 協力活動の細目及び手続を定める実施取極	三二二
第三条 日中科学技術協力委員会の設置等	三二二
第四条 各種団体及び機関並びに個人間の協力の支持及び促進	三二三
第五条 便宜供与	三二三
第六条 関係法令に従っての協定の実施	三二三
第七条 効力発生、有効期間及び終了並びに終了と取消の実施との関係	三二三
末文	三二四

科学技術の分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の友好協力関係が、千九百七十八年八月十二日在北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の発展の上に発展していることを認識し、科学技術の分野における両政府間の協力が、両国間の友好協力関係を一層強固にし、かつ、両国の経済及び社会の発展に資することを信じ、この協力を促進することを目的として、次のとおり協定した。

第一条

- 1 両政府は、平等及び互恵の原則の基礎の上に科学技術の分野における両政府間の協力を発展させ、かつ、促進する。
2 1の協力は、次の形態により行われることができる。
(1) 科学者及び技術者の派遣及び受け入れ
(2) 両国の科学者及び技術者が参加する討論会、セミナー等の会合の開催
(3) 共同研究の実施
(4) 科学技術に関する情報の交換
(5) 両政府間で合意することがあるその他の形態

協力の発展及び促進の形に及ぶ

中国との科学技術協力協定

第二条

この協定に基づき特定の協力活動の題目及び手続を定める実施協定は、両政府又は両政府の機関のいずれか適当なものを通り行われなければならない。

協力の発展及び促進の形に及ぶ

第三条

- 1 両政府は、この協定の目的を達成するため、両政府の代表者から成る日中科学技術協力委員会（以下「委員会」といふ）を設置する。委員会は、外交上の経路を藉して定められ、日本国及び中華人民共和国に於いて交互に会合する。
2 委員会は、次の任務を有する。
(1) この協定の実施に關する主要な科学技術的政策案を討議すること。
(2) この協定の協力計画その他この協定の実施について必要な勧告を両政府に對して行うこと。
(3) この協定の進展状況を報告すること。
3 委員会の会合が開催されていない間、委員会の上に於ける事項に關する連絡は、外交上の経路を藉して行われる。
4 専門委員会が、必要に於いて、委員会の全般的な指導の下に設置される。専門委員会は、特定の分野における協力を促進し、及び推進する任務を有する。

日中科学技術協力の発展及び促進の形に及ぶ

日本国政府と中華人民共和国政府

科学技术合作協定

日本国政府と中華人民共和国政府は、両国間の友好合作関係を一九七八年八月十二日在北京签订的《日本国と中華人民共和国和平友好条約》の基礎上正在發展、確信兩國政府在科學技術領域的合作將有助於兩國間友好關係的進一步鞏固和兩國經濟、社會的發展、為促進這一合作、達成協定如下：

第一条

- 一、兩國政府應在平等互利原則的基礎上、發展和促進兩國政府間科學技術領域的合作。
二、本條第一款所述的合作、可以採取下列形式：
(一) 派遣和接受科學家和技術人員；
(二) 舉辦兩國科學家和技術人員參加的討論會、研究會等；
(三) 進行共同研究；
(四) 交換有關科學技術情報；
(五) 兩國政府同意的其他合作形式。

第二条

兩國政府或政府機關任何適當部門可訂制根據本協定規定的專門合作項目細則和手續的執行協議。

第三条

- 一、兩國政府為達到本協定的目的、設立由兩國政府代表組成的日中科學技術合作委員會（以下稱委員會）。委員會按照外交途徑所商定的日期、輪流在日本國和中華人民共和國會晤。
二、委員會具有下列任務：
(一) 討論與執行本協定有關的主要科學技術政策的事項；
(二) 向兩國政府提出關於本協定的合作計劃和其他實施本協定所必要的建議；
(三) 檢查本協定的執行情況。
三、委員會不舉行會晤期間、委員會關於本條第二款事宜的聯繫、通過外交途徑進行。
四、根據需要、在委員會的全面指導下、可設立專門工作小組。專門工作小組負責協調和推進特定領域合作的任務。



及び人並及びその間の協働促進の促進

便 宜 供 与

次に規定の協働促進の促進

と調了の協働促進の促進

第四條

両政府は、両国の各種団体及び個人並びに個人間の科学技術協力をできる限り支援し、かつ、促進する。

第五條

各政府は、地方の団体の団員に対し、この協定に基づく活動の遂行に必要な便宜を与える。

第六條

この協定は、各国の関係法令に従って実施される。

第七條

1. この協定は、署名の日に効力を生ずる。
2. この協定は、二年間効力を有するものとし、その後は、90日以内に促進の協定に代りて續行するまで効力を生ずる。
3. これの一方の政府も、六箇月前に他方の政府に於して文書による予告を以てし、最初の二年の期間の終了後又はその後に於いてこの協定を終了せしむることが出来る。
4. この協定の終了は、第三条に於いて規定された通りに行われ、

中国との科学技術協力の協定

日本との科学技術協力の協定

かつ、この協定の終了の時までに履行を完了してしほつたならば、前條の規定に準じて行はなければならない。

以上の代表として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けたこの協定に署名した。

一九八〇年五月二十八日に東京で、ひらしく正文とする日本語及び中国語により本書二冊を作成した。

日本国政府のためは  
大 米 佐 武 郎

中華人民共和国政府のためは  
黄 繼

(参考)

この協定は、我が国政府と中華人民共和国政府との間の科学技術委員会に於ける協力の協定及び日中の原則に基づき作成されたものである。協力の形態、日中科学技術協力の協定及び日中の協定である。

第四條

両国政府は、可能な限り両国各種団体、機構と個人間の科学技術合作を促進する。

第五條

一方政府は、他方国の公民が本協定を執行するに必要とする場合、必要な便宜を提供する。

第六條

本協定は、各自国の関係法令に従って実施される。

第七條

- 一、本協定は、署名の日から起る。
- 二、本協定は、二年の有効期間を有するものとし、その後は、第三條の規定に於いて終了するまで効力を生ずる。
- 三、任何一方政府は、最初の二年間満了時或は其後、六月以前、以て書面にて他方政府に於て通知し、本協定を終了する。
- 四、本協定の終了は、本協定の終了に於いて規定された通りに行われ、

履行完了の協定に於いて規定された通りに行われ、

下列代表、各自の政府から正式に委任された本協定に署名した。

本協定は、一九八〇年五月二十八日に東京で、一式二冊、毎冊日語と中文とを作成し、二冊の文書は同等の効力がある。

日本国政府代表 中華人民共和国政府代表  
大 米 佐 武 郎 黄 繼

## 2. 日本側プロジェクト国内委員会名簿

委員長	井 出 源四郎	千葉大学医学部長	(50音順)
委員	池 田 正 男	国立循環器病センター病院副院長	
	末 舛 恵 一	国立ガンセンター病院副院長	
	高 澤 滝 夫	病院管理研究所研修部長	
	武 内 重五郎	東京医科歯科大学医学部附属病院長	
	鳥 居 有 人	国立病院医療センター副院長	
	内 藤 洸	厚生省大臣官房国際課長	
	菱 村 幸 彦	文部省学術国際局ユネスコ国際部企画連絡課長	
	前 畑 安 宏	文部省大学局医学教育課長	
	山 内 豊 徳	厚生省医務局総務課長	

3. 中国側プロジェクト計画実施委員会名簿

1981年10月16日

实行中日友好医院计划技术合作协议委员会

中 方 名 单

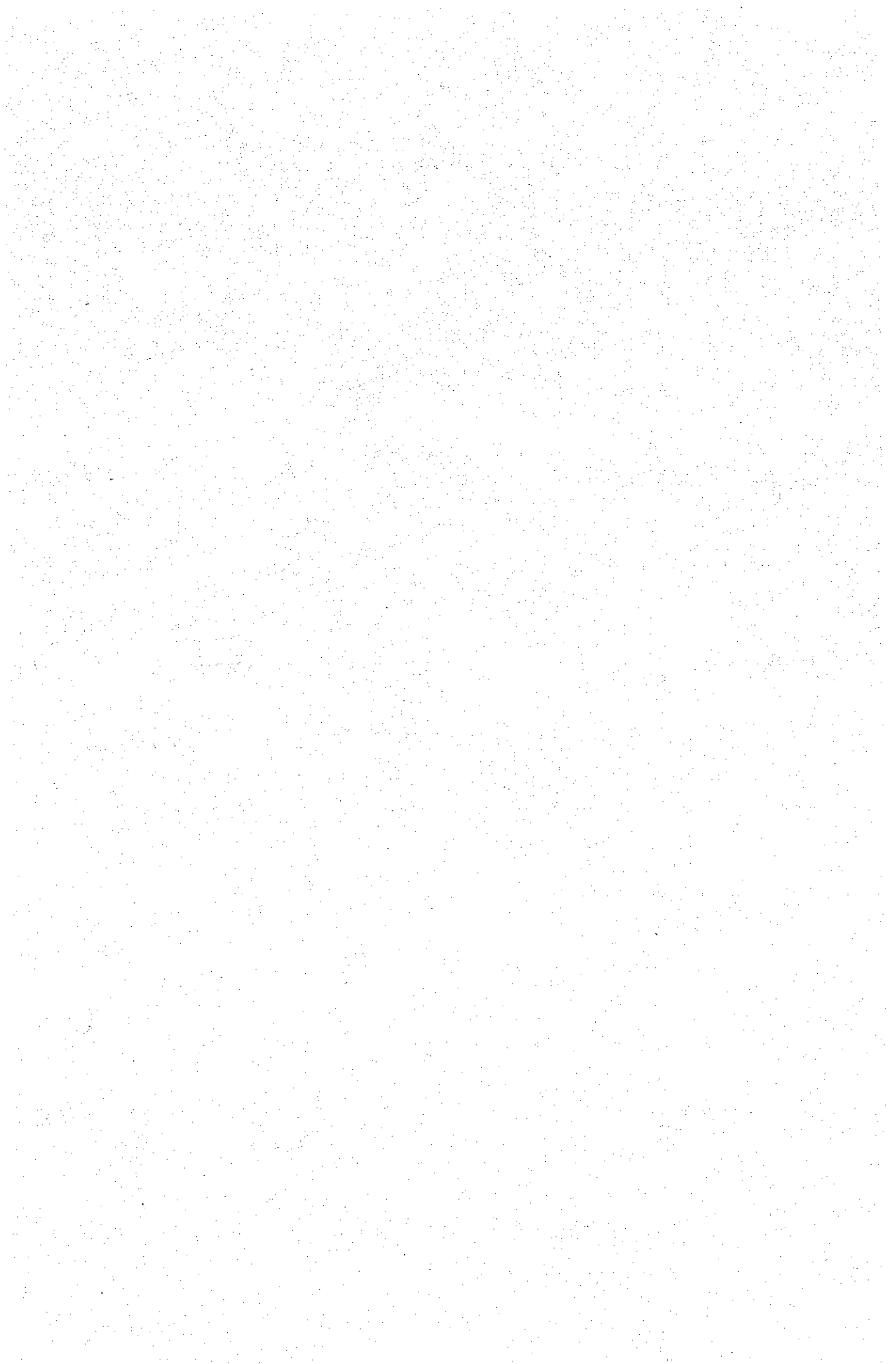
(主任委员以后按姓氏笔划排列)

郭福芝	主任委员	中日友好医院副院长
卞志强	委员	中日友好医院筹备处副主任
刘维栋	委员	卫生部科技局副局长
李恩生	委员	中日友好医院副教授
陈明光	委员	卫生部医教局副局长
陈佑邦	委员	卫生部中医局副局长
张明昭	委员	卫生部医政局处长
高贺亭	委员	北京中医学院副院长
彭瑞聪	委员	北京医学院副院长
董玉昌	委员	卫生部外事局处长









JICA